

地方の社会資本整備の促進を求める意見書

島根県では、人口減少と高齢化が進行する中、県土の9割を占める中山間地域では特にその傾向が顕著となっており、これに歯止めをかけ、定住化を促進することが県土政策における大きな課題となっている。

このため、県民の安全・安心な生活と地域の経済活動を維持するうえで、最も基礎的な社会資本である、高速道路や幹線道路、下水道、河川、砂防施設などの整備を図っていくことが必要不可欠である。

県民は、今夏の県西部を中心とした災害で、各地の道路が寸断され、河川の氾濫や多くの土砂災害が発生し、災害に強い山陰道の整備や大橋川改修などの治水対策、脆くて崩れやすい地質による土砂災害への対応などが急務であることを実感させられた。

国土強靱化を強くうたう政府の方針に、本県の社会資本整備の促進を期待する一方、国が財政健全化を理由に、地方への配慮を欠くことに大きな不安を抱いているところである。

加えて、7年後に開催が決まった東京オリンピックによって首都圏ばかりに光があたり、地方との格差が一層拡大することが懸念される。

よって、地方の重要な位置づけを明確にする上からも、国には平成26年度予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方の安全・安心な生活の確保と定住人口の増加、地域活力の向上に資する社会資本整備に必要な予算を十分に確保すること。
- 2 整備が遅れている山陰道については、国土のミッシングリンク解消のためにも、事業区間中の早期完成と未事業化区間の早期事業化を図ること。
- 3 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金等については、道路整備や防災対策、通学路の交通安全対策、河川改修、土砂災害対策、各施設の老朽化対策など、地域の実態に鑑み、予算を重点配分すること。
- 4 大規模で広域的な災害に迅速に対応できるよう、国は危機管理の機能と体制の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年10月2日

島根県議会

建築物の耐震化の促進に係る支援施策の充実を求める意見書

阪神・淡路大震災を契機に制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が今年5月に改正され、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、耐震診断等に係る規制が強化された。特に、ホテル・旅館、病院、店舗等の不特定多数の者が利用する建築物のうち大規模なものについては、平成27年末までに、耐震診断の実施とその結果の報告が義務付けられた。

いつ発生するとも知れない巨大地震に備え、建築物の耐震化を促進することは重要であり、耐震診断を義務化するなど規制を強化する法改正の趣旨は理解できる。しかしながら、その費用の大きさが、建築物の耐震化を促進する上で大きな障害となっている。規制の強化とともに、十分な財政支援がなければ、建築物の耐震化を加速させることは困難と思われる。

よって、国においては建築物の耐震化を促進するため、その責任において耐震診断及び耐震改修に係る事業実施主体の負担軽減に資する支援施策を充実されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年10月11日

島根県議会

地方財政の充実・強化を求める意見書

2013年度の地方財政計画において、政府は、国の政策目的の実現のために、地方公務員給与費の臨時特例に係る地方交付税減額を押し進めました。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第一条に規定する「地方団体の独立性の強化」、「地方行政の計画的運営」に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決すべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もりこれに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

以上のことから、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大に向けて、政府に次の通り、対策を求めます。

記

- 1 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決定するのではなく、国と地方の十分な協議を経て決定すること。
- 2 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に配慮した地方財政計画、地方交付税総額の拡大をはかること。
- 3 地方財政計画における歳出特別枠については、地域の疲弊が深刻化する中、雇用対策、地域経済の活性化等の観点での措置であること。また、別枠加算については、地方の巨額の財源不足に対応するためのものであることを踏まえ、国の歳出削減を目的に、地方の実情を無視した一方的な減額を行わないこと。
- 4 被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の前算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材不足に対応するため、人材確保のための震災復興特別交付税を確保すること。
- 5 地方公務員給与費の臨時特例により減額した給与関係経費等に係る財源については、2014年度前算において単年度という約束通り、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき、地方自治体との協議、合意の下で算定のあり方を検討すること。
- 6 地方公務員の総人件費や給与適正化のあり方については、ラスパイレス指数のあり方を含め、国と地方の給料と各種手当の総合的な比較を行い、対等な関係である「国と地方の協議の場」において、十分に協議すること。
- 7 地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の前算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振替は厳に慎むこと。
- 8 国家に於ける地方の重要な位置付けを明確にするためにも、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をすべく、新たな財政需要への適切な対策を講じること。

以上、地方自治法 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 11 日

島根県議会

アルコール健康障害対策基本法（仮称）の制定を求める意見書

アルコール飲料は、我が国では「酒は百薬の長」、「社会の潤滑油」とも言われ、古くから、私たちの生活の中で親しまれているが、その一方で、アルコールの有害な使用によるアルコール健康障害が、飲酒者本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせている。

平成 20 年に行われた厚生労働省研究班による調査によれば、我が国のアルコール依存症者は 80 万人、その予備軍を含めると約 440 万人にも上り、また、アルコール健康障害による死者数は年間約 3 万 5 千人とも言われている。

こうした中、平成 22 年、WHO（世界保健機関）は、「アルコールの有害な使用を提言する世界戦略」を採択し、「国が適切な行動をとれば、アルコールの有害な使用は低減できる」として、加盟国に対し、施策の推進と報告を求めたところである。

しかし、我が国では、飲酒運転、うつ、自殺、震災後のストレス障害、DV、児童虐待、生活習慣病、認知症など、現在直面している多くの問題にアルコールが深く関連しているにもかかわらず、多岐にわたるアルコール健康障害対策について、総合的な施策を定めた法律がなく、十分な対策が講じられていない。

よって、国におかれては、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進し、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図るため、アルコール健康障害対策基本法（仮称）を早急に制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 25 年 10 月 11 日

島根県議会